

障害者手帳「旅客運賃減額」欄に記載される第一種・第二種の区分一覧

1. 身体障害者

区分		第1種 身体障害者	第2種 身体障害者
視覚障害		1級～3級、4級の1	4級の2～3、5級、6級
聴覚または平衡機能の障害	聴覚障害 *1	2級、3級	4級、6級
	平衡機能障害 *2	該当なし	3級、5級
音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害 *3		該当なし	3級、4級
肢体不自由	上肢	1級、2級の1・2	2級の3・4、3級～6級
	下肢	1級、2級、3級の1	3級の2・3、4級～6級
	体幹 *4	1級～3級	5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	3級～6級
		移動機能	4級～6級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓の機能障害 もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	心臓、じん臓、呼吸器、小腸の機能障害 *5	1級、3級、4級	該当なし
	ぼうこう・直腸の機能障害 *6	1級、3級	4級
	肝臓の機能障害	1級～4級	該当なし
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	1級～4級	該当なし

参考資料：身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）

（*1）1級、5級はありません （*2）1級、2級、4級はありません （*3）1級、2級はありません

（*4）4級はありません （*5）2級はありません （*6）2級はありません

★ 上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号（平成10年4月1日現在）によります。

★ 現在（令和5年10月10日時点）、精神障害者保健福祉手帳に第1種、第2種の区分はありません。

2. 知的障害者

第1種	第2種
・知能指数がおおむね35以下で、日常生活において常時介護を要する程度の方 ・肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下で、日常生活において常時介護を要する程度の方	第1種以外の方

★ 療育手帳では重度判定で第1種、その他の場合で第2種に区分されます。

3. 民営バス運賃割引証

身体障害者手帳をお持ちの方の介護者は、「民営バス運賃割引証」の手続きを行うことで、普通乗車券の割引を受けられます。手続きは、障害福祉課で受付しております。その際、身体障害者手帳と印鑑をご持参ください。

愛の手帳をお持ちの18歳未満の方は小平児童相談所、18歳以上の方は、東京都心身障害者福祉センター多摩支所で手続きを受け付けております。

令和5年11月16日

国分寺市障害者基幹相談支援センター